

広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第七号

#### 広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

広島県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設立の認証申請等) 第二条 (略) 2―4 (略) 5 法第十条第四項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、誤記、誤載等であることが明らかであり、補正によって内容の同一性に影響を与えないと知事が認めたものとする。</p> <p>(事業報告書等の提出等) 第四条 (略) 2―4 (略)</p>	<p>(設立の認証申請等) 第二条 (略) 2―4 (略) 5 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、誤記、誤載等であることが明らかであり、補正によって内容の同一性に影響を与えないと知事が認めたものとする。</p> <p>(事業報告書等の提出等) 第四条 (略) 2―4 (略) 5 前項の規定により提出する書類のうち法第五十四条第二項第一号に掲げる書類については、既に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その旨を記載した書類の提出に代えることができる。</p>

### 附 則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。